

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
令和3年7月15日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000383号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100025号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年6月1日から平成21年2月1日まで

私は、平成13年6月から平成21年1月末日までA社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

しかし、給与から請求期間の厚生年金保険料は控除されていなかったが、フルタイムで勤務していたので、年金額に反映されないとしても、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として事実即した記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された社員情報リストにより、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことが認められる上、複数の元同僚も請求者は常時勤務していた旨回答及び陳述している。

しかしながら、請求者は、給与から請求期間の厚生年金保険料は控除されていなかったと陳述している上、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、請求期間後の平成27年9月1日であることが確認できるほか、同社は、請求者の陳述と同様に、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

また、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録の訂正を認めるためには、請求者の当該期間に係る標準報酬月額的基础となる報酬月額を確認する必要があるが、請求者は、当該期間に係る給与明細書等を保有しておらず、A社も請求者に係る賃金台帳等の資料はないと回答しており、ほかに関連資料及び周辺事情はないことから、当該報酬月額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録の訂正を認めることはできない。